

告示

埼玉県告示第八十六号

次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所でなくなった。

令和三年一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

診療所		撤回日
名称	所在地	
ふじみの救急クリニック	埼玉県入間郡三芳町北永井九百九十七番地五	令和二年十一月三十日